自立支援協議会とは

関係機関が緊密に連携を図ることにより、
地域における障害者等への支援体制に関する情報を共有し、
地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います

構成機関

障害福祉関係の行政や団体、当事者及びその家族、
福祉、医療、教育、雇用に関連する職務の従事者等で構成されております

全体会

草津市では年1回開催
運営会議や専門部会、参加者からの報告や提案・発信などに対して
互いに理解を深め、各々の分野間で円滑に取り組めるよう討議します

研修会

草津市では年1回開催
その年度ごとにテーマを決めて研修を実施することで、
市民の方々に向けても情報を公開しております
（※外部から講師の方を招くこともあります）

定例会

草津市では年4回開催
日頃の相談や福祉サービス事業所の活動等を通して見えてきた
地域の検討すべき課題を全体で討議したり、
職場に持ち帰って協議してもらうために実施します

主な機能

❶ 情報機能
困難事例や地域の現状・課題等の**情報共有**と**発信**

❷ 調整機能
地域の関係機関による**ネットワーク構築**

困難事例への対応の在り方に対する**協議**、**調整**

❸ 開発機能
地域の社会資源の**開発**、**改善**

❹ 教育機能
構成員の**資質向上の場**として活用

❺ 権利擁護機能
権利擁護に関する取り組みを**展開**
地域における障害者虐待防止等のネットワークの強化

❻ 評価機能
中立・公平性を確保する観点から、
福祉サービス事業所などの運営を**評価**

草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱

（設置）

第１条　市内に居住する障害児（者）が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を営むことができるよう、別に定める関係機関が、福祉、保健、医療、教育、就労等のサービスを総合的に調整し、効果的なサービスの提供を図るため、草津市障害児（者）自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１４第１項に規定する指定一般相談支援事業者、法第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者、関係行政機関の職員等による訪問または相談活動を通じて、障害児（者）のニーズもしくはサービス供給体制の問題点の把握または課題解決のための検討に関すること。

(2)　困難事例への対応のあり方に関する協議または調整に関すること。

(3)　地域の関係機関のネットワーク構築に向けた協議または調整に関すること。

(4)　提供したサービスの評価の実施または新たなサービスメニューの検討に関すること。

(5)　関係機関の交流、情報の共有化または学習の場の提供に関すること。

(6)　その他協議会の設置目的を達成するために必要な事業

（組織）

第３条　協議会は、関係機関の構成員で組織する。

（会議）

第４条　協議会の会議（以下「会議」という。）の開催は、２箇月に１回程度を基本として、必要に応じて健康福祉部長が招集する。

２　健康福祉部長は、必要があると認めるときは、関係機関の構成員の一部を招集して会議を開催することができる。

（庶務）

第５条　協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

（委託）

第６条　市長は、第２条各号に掲げる所掌事務、会議および前条の庶務について、その一部または全部を指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業者に委託することができる。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

草津市障害児（者）自立支援協議会運営要領

（目的）

第１条　この要領は、草津市障害児（者）自立支援協議会における協議を円滑かつ効率的に推進するため、草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱（平成１９年草津市告示第１６号。以下「要綱」という。）第４条に規定する会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　要綱第４条第１項に規定する会議は全体会議または定例会議とし、要綱第４条第２項に規定する会議は運営会議または部会とする。

（所掌事務）

第３条　前条の会議における所掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

会議	所掌事務
全体会議	要綱第２条各号に規定する事項に関すること。
定例会議	要綱第２条各号に規定する事項に関すること。
運営会議	全体会議または定例会議に関する協議または調整に関すること。
部会	特定の分野に関する継続的な情報共有および地域課題を解決するための検討または調整に関すること。

（事務局）

第４条　会議の庶務は、健康福祉部障害福祉課または子ども未来部発達支援センターにおいて処理する。

２　前項の庶務は、要綱第６条の規定により、指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業者に委託することができる。

付　則

この要領は、平成３０年７月５日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

付　則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。